

消防の動き



2011
11
No.487

- 泡消火設備の基準に関する検討会報告書の概要
- 平成23年（1月～3月）における火災の概要（概数）
- 平成22年救急・救助の概要（速報）



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



消したはず

決めつけないでもう一度

秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日

備えよう!
住宅用
火災警報器



武井 咲

後援：消防庁 全国消防長会

制作：財団法人 日本防火・危機管理促進協会

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。



財団法人 日本宝くじ協会

「平成23年秋の全国火災予防運動」 広報用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

消防との関わりあれこれ



消防庁次長 原 正 之

7月15日付で、消防庁次長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

はじめに、今年は、東日本大震災や台風第12号、第15号による豪雨災害など大きな災害が発生しました。亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、3年前の3か月程度の消防庁審議官を含めれば、5度目の消防庁勤務となります。古巣に戻ってきたような懐かしい気持ちです。

消防との最初の関わりは、昭和55年10月からの危険物規制課（現在の危険物保安室）の勤務です。着任した時には、2か月前に発生した静岡駅前ゴールドン街ガス爆発事故を受けて、ガス漏れ等の事故が発生した場合の消防の対応が課題となっていました。当時、ガス漏れ事故に対して、消防は何の権限も持っていませんでした。ガス管の配置状況やガス遮断装置の位置も知らされておらず、ガスを遮断するために必要な器具も持っていないという状況に置かれていました。ガス漏れ等のガス関係の事故には、事業者であるガス会社がかぶらなければならないという前提で制度ができていたわけです。しかしながら、事故や災害が発生し、119番通報があった場合、現場に真っ先に駆けつけるのが消防です。このガス爆発事故でも、最初の小規模なガス爆発を受けて、現場に駆けつけたのが消防でした。その現場検証中に、最初の小規模な爆発で破損したガス管から漏れた都市ガスに引火して、大規模なガス爆発が起きました。この爆発とそれに伴う火災で消防職団員5名の殉職を含む15名の方が亡くなり、222名の方が負傷するという大惨事になってしまいました。

ガスの安全確保について、消防機関にもきちんとした権限を付与しなければならないという問題意識のもと、ガス事業を所管する通産省（現在の経産省）と厳しい折衝をしました。その結果、ガス事業者と消防機関との連携を強化することとし、ガスの遮断については、一義的にはガス事業者の責任においてすべきとしつつ、緊急やむを得ない場合には、消防機関もガスの遮断ができるということで決着しました。このため、ガス事業者は、ガス管や遮断装置の設置状況や位置を示す図面等を消防機関に提出し、また、遮断するために必要な器具を消防機関に預けておくこととしました。この件を通じて、消防に対する住民の期待の大きさとそれに応えるために消防として必要な権限を持つことの重要性を痛感しました。

次に勤務した昭和62年1月からの予防救急課（現在の予防課）では、昭和62年6月の東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」における火災が強く印象に残っています。6月6日（土）深夜の出火により、自力では避難困難なお年寄りが逃げ遅れ、17名の方が亡くなるという痛ましい火災でした。この施設は、当時の消防法令を遵守し、屋内消火栓や非常用放送設備も自主的に設置するなど、防火対策はハード、ソフト両面から、かなりの水準を維持していました。にもかかわらず、17名もの死者を出してしまった、その大きな要因は、自力避難が困難ないわゆる災害弱者が入所する施設であったということが言えます。こうした施設では、火を出さないこと、出してしまった場

合には、これを自動的に確実に消し止める設備が必要です。

このため、火災後、直ちに設置された「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」では、自動的に消火できるスプリンクラー設備の設置基準の強化が中心のテーマとなりました。まず、対象となる施設については、自力避難困難な人が入所する施設という観点から、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設だけでなく、病院も対象とすることとしました。ただ、病院サイドからすると、今回の検討の契機となった火災は、病院ではなく、社会福祉施設から発生したものであるということで、スプリンクラーの設置基準を社会福祉施設並に強化することについては、抵抗がありました。特に、消防法令は、改正されると既存の施設にも新基準が適用されるため、関係者の抵抗はより強いものがありました。最終的には、社会福祉施設については、前年に火災が発生し、8名の死者を出した知的障害者入所施設「陽気寮」の床面積が1,000㎡強だったことも勘案し、スプリンクラー設備の設置基準をこれまでの6,000㎡から1,000㎡とし、病院については、3,000㎡としました。委員会の議論を通じて、規制強化は、いくら安全のために必要だということを強調してもそう簡単にはできないものではないということを感じました。ただ、その後今日に至るまで、設置基準を強化した社会福祉施設や病院では、大きな火災が発生していないことから、この改正は効果があったものと考えています。

その後、平成3年に消防庁総務課に勤務しました。この時には、消防庁予算の編成に関わりました。また、平成4年からの北海道勤務の時には、平成5年7月の奥尻島で大きな津波被害のあった北海道南西沖地震を経験し、平成16年からの岐阜県勤務では、平成16年10月の台風第23号の豪雨災害の対応に追われました。

これが、私の消防との主な関わりです。こうしたこれまでの経験を活かしながら、住民の負託に的確に応えた新たな消防防災行政の展開に取り組んでまいりたいと考えております。



泡消火設備の基準に関する検討会報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、「泡消火設備の基準に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、バイオ燃料を含む危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設に設置する泡消火設備に必要な性能を確認するとともに、技術基準の素案を報告書に取りまとめましたので、その概要を紹介します。近年、水溶性のバイオエタノールを含有しているバイオ燃料の普及に向けた取組が行われていますが、火災時の泡消火設備の効果はガソリン等の非水溶性燃料とは異なる性状を示す可能性があることから、バイオ燃料を大量に貯蔵し、取り扱う屋外タンク貯蔵所で火災が発生した場合の泡消火設備の性能を確認すること等を目的として検討会が開催されました。

（検討報告書全文：〈http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h22/awa_syoukaki/index.pdf〉）

2 主な検討結果

エタノール等の水溶性の危険物火災に対して、泡消火設備を用いた場合、泡の一部が消泡する性質があることから、屋外タンク貯蔵所に設置される固定泡消火設備について、泡を生成するための泡水溶液の量（泡水溶液量）をどの程度確保する必要があるのか、また、火災に対し一定時間にどの程度の量の泡を放出する（泡放出率）必要があるのかを、エタノールを含有するバイオ燃料の性状に応じて確認する必要がありました。今回の検討では、近い将来、屋外タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱われることが予想されるエタノールを3%含有するガソリン（E3）及び10%含有するもの（E10）等について、泡水溶液量及び泡放出率を求めるための泡消火実験を実施しました。

泡消火実験の結果から、E3又はE10を貯蔵する屋外タンク貯蔵所に設置される固定泡消火設備の泡水溶液量及び泡放出率は、既に明らかとなっているエタノールの泡水溶液量及び泡放出率と同量とすることが適当であることが明らかとなりました。

このことを踏まえ、危険物施設に設置する泡消火設備の技術基準の細目に係る素案を策定しました。

〈泡消火実験の状況〉



※E3やE10等の危険物を燃焼させ、泡を放出して消火する実験を実施しました。

3 消防庁における今後の取組

消防庁では、本報告書において、危険物施設における泡消火設備の技術基準について、消火実験等を踏まえて、素案となるものが作成されたことから、今後、当該技術基準の素案をもとに、速やかに泡消火設備に係る告示の制定等の所要の措置を講ずることを予定しています。

また、地球温暖化対策の更なる推進や海外での導入実績をもとに、今後も様々なバイオ燃料が開発・導入されることは十分に予想されることから、引き続き、危険物の火災及び泡消火に係る技術的知見を蓄積し、科学技術の進展等に適切に対応していくこととしています。

平成23年(1月~3月)における火災の概要(概数)

防災情報室

総火災件数は1万5,503件で、概ね1日あたり172件、8分に1件の火災が発生したことになります。

なお、東北地方太平洋沖地震による被災3県(宮城県、岩手県、福島県)のデータは除いています。

1 総出火数は1万5,503件でした。

総出火件数は1万5,503件で、火災種別で見ますと建物火災が7,871件、車両火災が1,238件、林野火災が831件、船舶火災が17件、その他火災が5,545件でした。

平成23年(1月~3月)における火災種別ごとの出火件数

種別	件数
建物火災	7,871
車両火災	1,238
林野火災	831
船舶火災	17
航空機火災	1
その他火災	5,545
総火災件数	15,503

2 667人の方が火災により亡くなっています。

667人の方が火災により死亡し、2,328人の方が火災により負傷しています。

3 住宅火災による総死者の66%以上は65歳以上の高齢者が占めています。

住宅火災による総死者(放火自殺者等を除く)数は444人で、このうち65歳以上の高齢者は294人、66.2%を占めています。

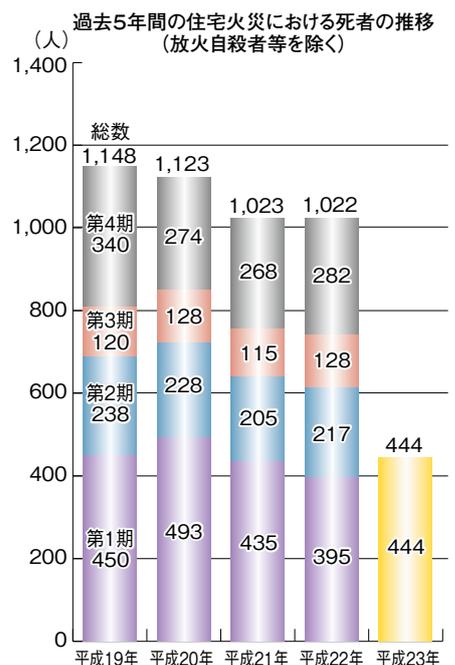
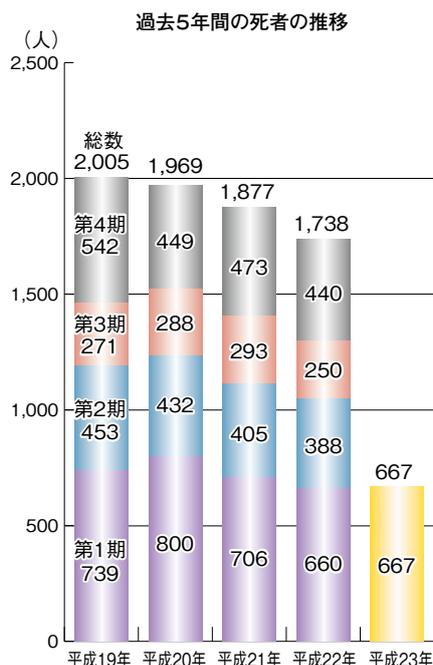
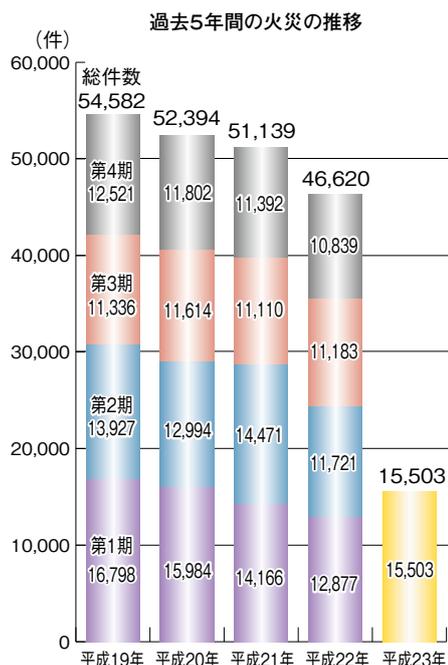
4 出火原因の第1位は「放火」、第2位は「たばこ」

総出火件数の、1万5,503件を出火原因別にみると、「放火」1,545件(10.0%)、「たばこ」1,500件(9.7%)、「たき火」1,310件(8.4%)、「放火の疑い」1,257件(8.1%)、「こんろ」1,088件(7.0%)の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると2,802件(18.1%)となっています。

5 住宅防火対策への取組

平成16年6月の消防法改正により、全住宅について、寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から既に義務



※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用

※2 住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。

平成23年(1月~3月)のデータは東北地方太平洋沖地震による被災3県(宮城県、岩手県、福島県)のデータを除いています。

化されており、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、本年6月1日に全ての市町村で義務化となりました。消防庁が平成23年6月時点で推計を行った全国の普及率は約71.1%となっています。

このため消防庁では、今まで開催してきた「住宅用火災警報器設置推進会議」を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯（全国の約3割）への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っていくこととしています。

また、当会議において、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を新たに策定し、①住宅用火災警報器の未設置世帯に対する働きかけの強化、②住宅用火災警報器の奏功事例等の積極的な周知、③住宅用火災警報器の維持管理に関する広報の強化を地域コミュニティと一体となり、継続して進めていきます。

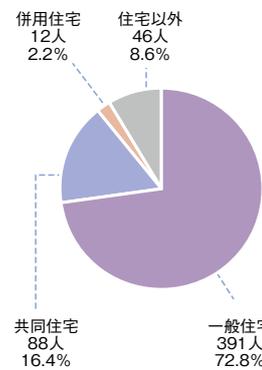
6 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は2,802件で総出火件数の18.1%を占めています。

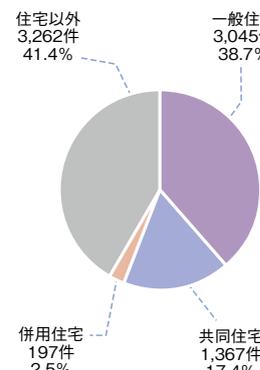
消防庁では、ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国4

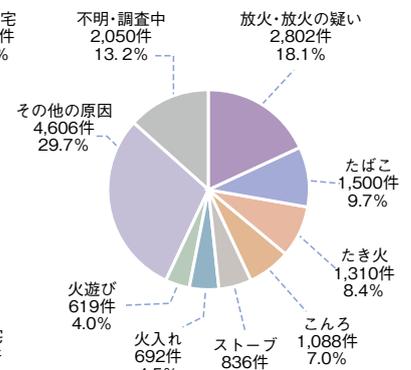
建物火災の死者537人の内訳
(死者の発生した建物用途による)



建物火災の出火件数
7,871件の内訳



出火原因の内訳
(全火災1万5,503件)



住宅火災死者（放火自殺者等を除く）における年齢区分別割合の推移



※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用

※2 住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。

平成23年(1月～3月)のデータは東北地方太平洋沖地震による被災3県(宮城県、岩手県、福島県)のデータを除いています。

地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

7 林野火災への取組

林野火災の件数は、831件で、延べ焼損面積は約406haとなっています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成23年2月14日消防特第11号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成23年は「その油断 緑の森を 火の海に」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

平成22年救急・救助の概要（速報）

救急企画室
応急対策室
参事官

1 救急業務の実施状況

救急出動件数、搬送人員ともに増加

平成22年中の総救急出動件数は、前年に比べて34万622件（6.6%）増加し、546万2,848件でした。また、搬送人員は、前年に比べて29万5,710人（6.3%）増加し、497万8,701人となりました（図1参照）。

救急自動車による救急出動は、約5.8秒（前年6.2秒）に1回の割合であり、国民の約26人（前年27人）に1人が搬送されたこととなります。

救急自動車による搬送人員を事故種別ごとにみると、急病が21万6,507人増加、一般負傷が4万5,368人増加、交通事故が6,238人増加しています（表1参照）。

現場到着までの時間は全国平均で8.1分（前年7.9分）であり、病院収容までの時間は全国平均で37.4分（前年36.1分）となっています（図2参照）。

搬送人員の50.4%が入院加療を必要としない傷病者

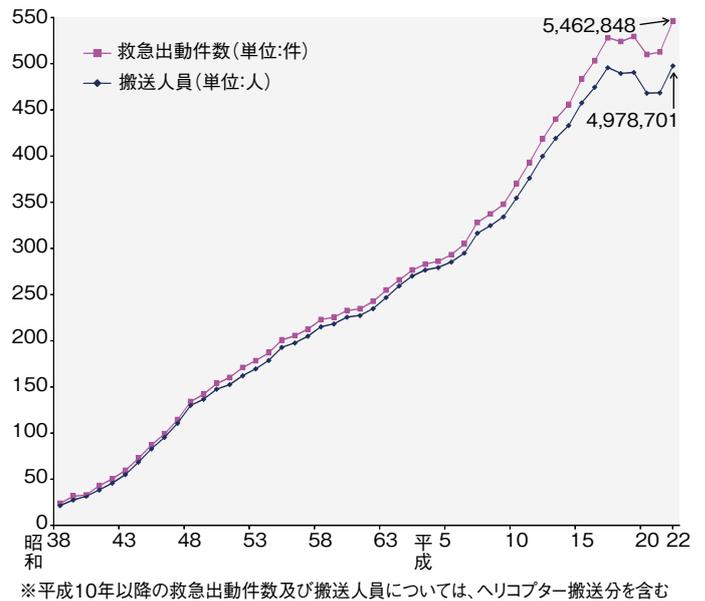
平成22年中の救急自動車による搬送人員497万7,870人（東日本大震災によりデータが消失した831人を除いた数値）のうち、入院加療を必要としない軽症傷病者は50.4%で、依然として過半を占めています（図3参照）。

バイスタンダーによる応急手当件数の割合は過去最高

消防機関の実施する応急手当普及講習の修了者数は、平成22年中は148万8,733人となり、国民の86人に1人が受講したこととなります（前年82人に1人）。

バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）により応急手当（胸骨圧迫・人工

図1 救急出動件数及び救急搬送人員の推移

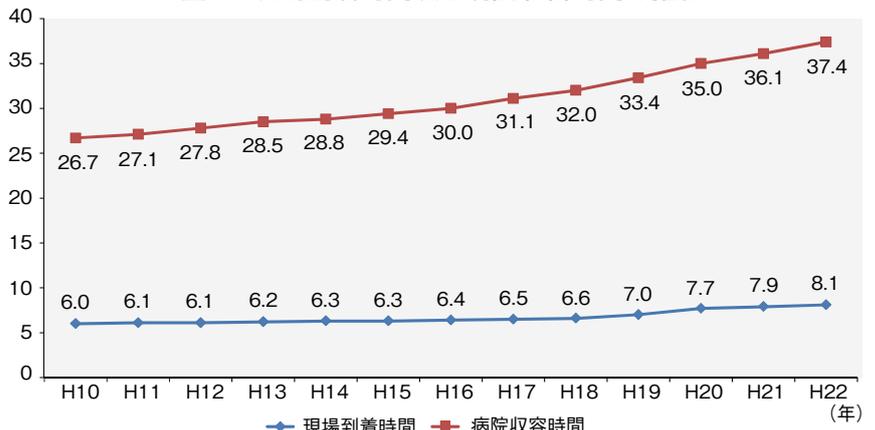


※平成10年以降の救急出動件数及び搬送人員については、ヘリコプター搬送分を含む

表1 救急自動車による事故種別搬送人員の推移 (人)

	急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
昭和40年	130,997	99,866	34,686	51,596	317,145
昭和50年	742,368	347,326	200,338	186,053	1,476,085
昭和60年	1,061,054	605,139	265,335	324,471	2,255,999
平成10年	1,928,256	704,163	423,780	489,776	3,545,975
平成11年	2,067,196	725,947	447,680	519,173	3,759,996
平成12年	2,190,545	761,714	485,208	560,475	3,997,942
平成13年	2,315,317	765,733	525,360	584,487	4,190,897
平成14年	2,439,116	742,732	542,681	605,406	4,329,935
平成15年	2,633,808	726,452	578,651	636,414	4,575,325
平成16年	2,753,170	724,832	609,705	655,762	4,743,469
平成17年	2,943,831	701,912	642,876	667,357	4,955,976
平成18年	2,930,550	656,222	643,228	662,593	4,892,593
平成19年	2,967,725	627,702	653,730	653,596	4,902,753
平成20年	2,834,839	570,335	643,691	629,771	4,678,636
平成21年	2,861,613	555,292	647,187	618,899	4,682,991
平成22年	3,078,120	561,530	692,555	646,496	4,978,701

図2 現場到着時間及び病院収容時間の推移¹



¹ 平成22年については、東日本大震災によるデータ消失のため、一部の消防本部のデータが反映されていません。

呼吸・AED（自動体外式除細動器）による除細動が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者数の42.7%（前年42.7%）に当たる5万2,524人に及んでいます（図4参照）。

一般市民によりAEDによる除細動が実施された件数が過去最高

AEDが公共施設や事業所等さまざまな場所に配備されてきていることから、一般市民による除細動の実施件数は、着実に増加しています（図5参照）。

心肺機能停止傷病者の1か月後社会復帰率は0.2ポイント低下

平成22年中に救急搬送された心肺機能

図3 救急自動車による傷病程度別搬送人員構成比の推移

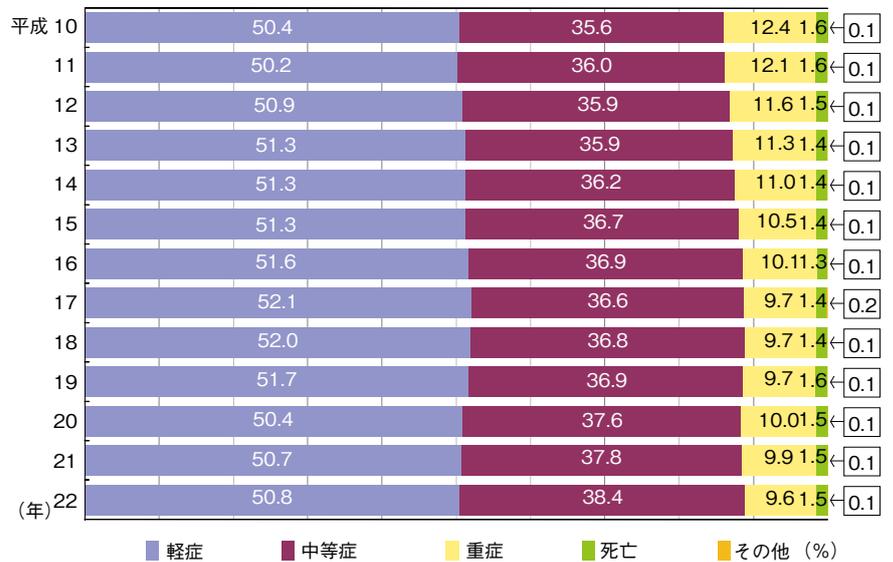


図4 応急手当の実施数及び実施率の推移²

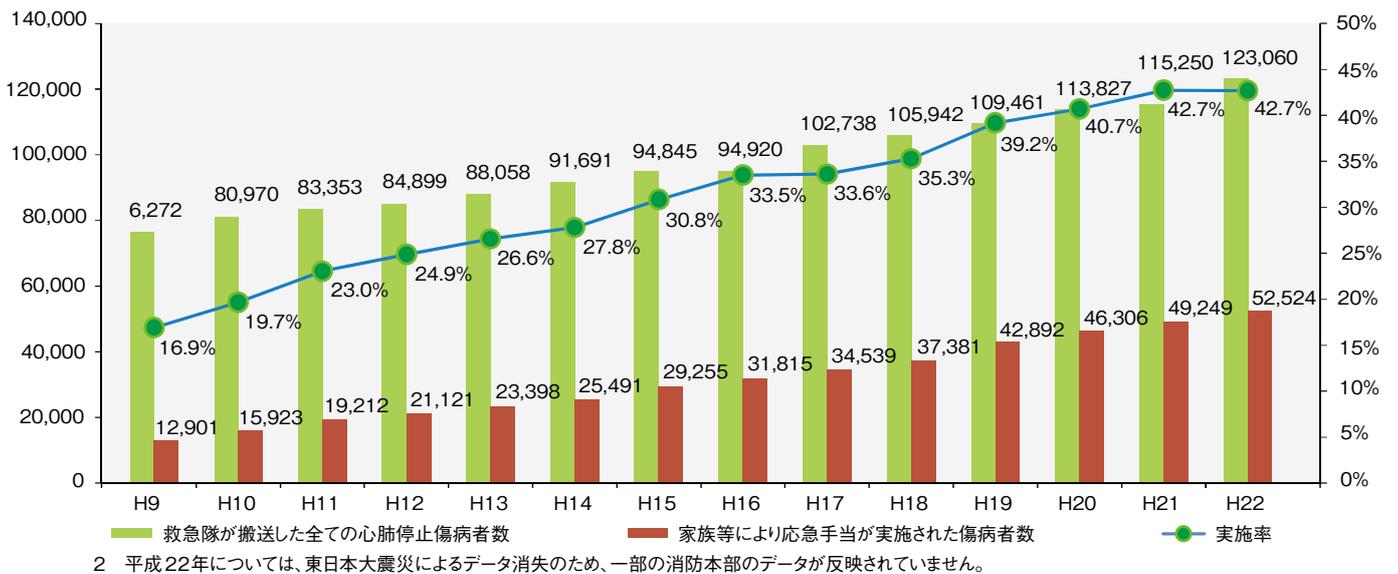
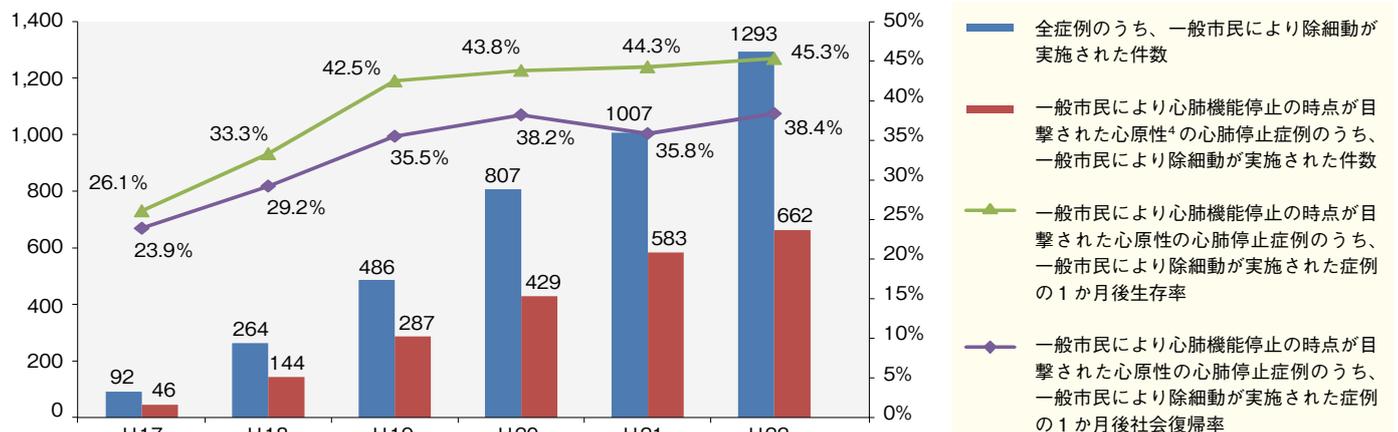


図5 一般市民により除細動が実施された件数の推移³



³ 平成22年については、東日本大震災によるデータが消滅のため、一部の消防本部のデータが反映されていません。

⁴ 心原性とは、心臓の機能障害（心筋梗塞や不整脈等）が原因で心肺停止となったものをいいます。

停止傷病者のうち、心原性かつ一般市民により目撃のあった症例の1か月後生存率に変化はなく横ばい、社会復帰率は0.2ポイント低下しました（図6参照）。

2 救助業務の実施状況

交通事故による救助出動件数、建物等による事故の救助活動件数がそれぞれ第1位

平成22年中の救助出動件数（救助隊が出動した件数）は、全体で8万4,264件であり、交通事故によるものが2万9,015件（全体の34.4%）で昭和55年以降、第1位の出動原因となっています。

一方、救助活動件数（救助隊が実際に活動した件数）は、全体で5万5,031件であり、建物等による事故が1万9,232件（全体の35.0%）で、平成20年以降、第1位の活動種別となっています（表2参照）。

なお、東日本大震災による平成22年中のデータ紛失のため、一部の消防本部のデータが反映されていません。

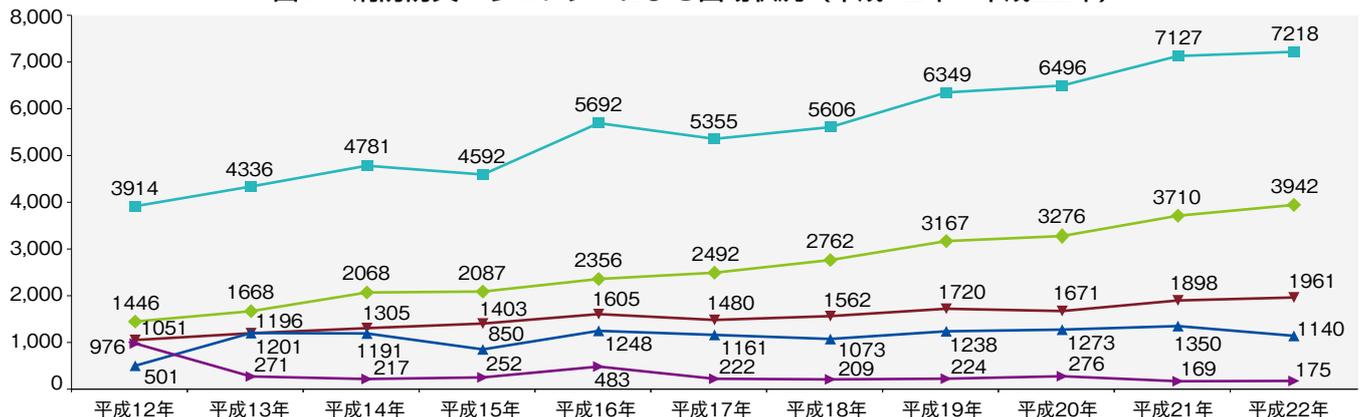
3 消防防災ヘリコプターの活動状況

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数が過去最高を記録

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は年々増加し、平成22年中は過去最多の3,942件（前年比232件増）となりました。

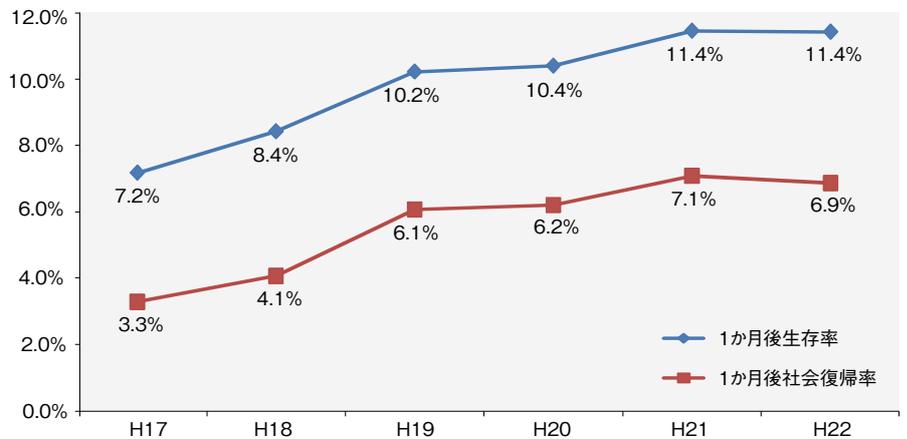
平成22年中の消防防災ヘリコプターによる全出動件数は7,218件であり、そのうち救急による出動件数が占める割合は、54.6%と過去最高を記録しました（図7参照）。

図7 消防防災ヘリコプターによる出場状況（平成12年～平成22年）



※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材及び人員搬送等、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

図6 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1か月後生存率及び社会復帰率⁵



5 平成22年については、東日本大震災によるデータ消失のため、一部の消防本部のデータが反映されていません。

表2 事故種別活動状況

(平成22年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	酸欠事故	ガス及び	破裂事故	その他	合計
救助出動	5,530	29,015	3,879	392	1,777	24,940	1,011	16	17,704	84,264	
	6.6%	34.4%	4.6%	0.5%	2.1%	29.6%	1.2%	0.0%	21.0%	100.0%	
救助活動	5,530	16,585	2,661	279	999	19,232	650	10	9,085	55,031	
	10.1%	30.1%	4.8%	0.5%	1.8%	35.0%	1.2%	0.0%	16.5%	100.0%	
救助人員	2,051	23,349	3,156	502	1,263	18,220	632	11	9,498	58,682	
	3.5%	39.8%	5.4%	0.9%	2.1%	31.0%	1.1%	0.0%	16.2%	100.0%	

※ 下段は構成比を示します。

※ 東日本大震災による平成22年中のデータ紛失のため、一部の消防本部のデータが反映されていません。

「救急の日2011」の開催

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年の救急医療週間は、9月4日（日）から10日（土）までであり、全国各地で様々な行事が催されました。9日（金）及び10日（土）の2日間、有楽町駅前広場において、消防庁・厚生労働省・財団法人日本救急医療財団・日本救急医学会が主催し、「救急の日2011」のイベントを開催しました。

2. 「救急の日2011」の内容

オープニングセレモニーでは、久保信保消防庁長官、大谷泰夫厚生労働省医政局長、島崎修次日本救急医療財団理事長、有賀徹日本救急医学会代表理事によりテープカットが行われました。

その後、メインステージでは東京消防庁救急隊により、「46歳の男性が、同僚と歩行中に突然心肺機能停止状態になった。」という想定訓練が展開されました。指令員の口頭指導により同僚がバイスタンダーCPRとAEDを実施し、救急隊到着後は救急救命士が実際の救急現場

で行う気管挿管や薬剤投与といった、救急救命処置のデモンストレーションが臨場感一杯に実施されました。救急救命処置の必要性や市民が行う一次救命処置の重要性も説明され、多くの方々が足を止めて見学してくださいました。

その後に行われたスペシャルトークショーでは、筑波大学の久野譜也教授を迎え「救急車にお世話にならないための1日10分、生活習慣病予防の健康トレーニング」と題して、毎日短時間でも効果的に行うことができる健康増進法や食生活でできる生活習慣病の予防法などをわかりやすく解説していただきました。

10日にはタレントの加藤紀子さんが登場し、熱中症や家庭内事故の対処法などのトークで会場を沸かせ、その後心肺蘇生法を実演していただき、応急手当の重要性についてアピールしていただきました。その他、日本赤十字社応急手当指導員による来場者対象の応急手当指導、正解者に救急関係グッズが贈呈される救急医療に関するクイズ大会、災害派遣医療チーム（DMAT）の実演訓練などのイベントが催されました。

両日とも、救急車や除染車、ドクターヘリなどが展示され、日頃見る機会の少ない車両や機体を前に、皆さん



オープニングセレモニーでのテープカットの様
（左から、島崎理事長、大谷局長、久保長官、有賀代表理事）



消太、大人気！

真剣な眼差しでご覧になっておられました。

また、消防庁イメージキャラクター「消太」も登場し、リーフレットなどを配布、大人から子供まで記念撮影や握手などで大人気でした。

3. おわりに

今後も消防庁では、都道府県や市町村、厚生労働省な

どの関係機関と連携し、救急業務の実態についての正確な情報提供に努め、国民の皆様には救急業務についての正しい理解を深めていただくとともに、救急需要対策の一環として「救急車の適正利用」について、各種広報媒体を有効に活用するなど、救急業務の普及啓発活動等を積極的に展開していきたいと思っております。



東京消防庁救急隊のデモンストレーション



心肺蘇生法を実演する加藤紀子さん



スペシャルトークショー久野先生の熱演



ドクターヘリは大人気



日本赤十字社応急手当指導員による来場者対象の応急手当指導



DMATによる実演訓練

平成23年度救急功労者表彰式の開催

救急企画室

救急功労者表彰は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった方々を表彰することにより、救急業務の一層の推進に資することを目的として、毎年、「救急の日」に実施しています。

今年は、9月9日（金）に東京都千代田区大手町のKKRホテル東京11階「白鳥の間」において、北村吉男全国消防長会会長、山本保博財団法人救急振興財団理事長などの御臨席の下、総務大臣表彰（13名・2団体）及び消防庁長官表彰（9名）が行われ、それぞれ川端達夫総務大臣、久保信保消防庁長官から表彰状と記念品が授与されました。また、受賞者を代表して兵庫県の吉田耕造氏が謝辞を述べられました。

今年度の主な受賞者

救急功労者表彰は、永年にわたり救急隊員の教育・指導や救急患者の積極的な受入れなどを通じ、各地域の救急医療を支えてこられた方々や、後進の救急隊員の指導や一般市民への応急手当の普及啓発などを通じ、各地域の救急体制の構築に貢献された方々が表彰されております。

受賞された方々の御功績のいくつかを以下、紹介させていただきます。

・救急業務高度化の推進に尽力 （総務大臣表彰）

滋賀県の小野進様の御功績は、救急患者の受入れ体制

を整備するとともに、滋賀県内の救急救命士及び救急隊員に対する教育を積極的に行い、救急業務高度化の推進に尽力されたことです。

・地域救急医療に尽力 （総務大臣表彰）

宮城県の櫻井芳明様の御功績は、永年にわたり、多くの救急患者を受け入れ、仙台市の救急医療に尽力するとともに、東日本大震災における医療支援にも尽力されたことです。

・救急医療体制の積極的な整備に尽力 （総務大臣表彰）

山梨県の松田潔様の御功績は、山梨県消防学校、救急救命東京研修所の講師として県内外の救急救命士及び救急隊員の育成に努めるとともに、救急業務のメディカルコントロール体制の確立など県内の救急業務体制の整備・充実に尽力されたことです。

・メディカルコントロール体制の整備に尽力

（消防庁長官表彰）

千葉県の岡田典夫様の御功績は、千葉県君津地域救急業務メディカルコントロール協議会の構築に尽力するとともに、千葉県消防長会救急委員会の副委員長、全国消防長会救急委員を務め、救急行政の発展に尽力されたことです。

・救急救命士の育成に尽力 （消防庁長官表彰）

福岡県の日野俊昭様の御功績は、救急救命士として救急業務に精励するとともに、救急救命九州研修所で教鞭をとり、救急救命士の養成に尽力されたことです。



平成23年度救急功労者表彰受賞者

平成23年度救急功労者表彰受賞者名簿

総務大臣表彰（個人）

- 石原 哲 医療法人社団誠和会 白鬚橋病院 院長
- 小野 進 日本赤十字社 長浜赤十字病院 副院長（救命救急センター長）
- 加藤 誠 日本赤十字社 成田赤十字病院 院長
- 坂本 照夫 久留米大学病院 副病院長 兼 高度救命救急センター センター長
- 阪本 敏久 防衛医科大学校病院 救急部長
- 櫻井 芳明 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 名誉院長
- 杉本 壽 社団法人全国社会保険協会連合会 星ヶ丘厚生年金病院 院長
- 鈴木幸一郎 川崎医科大学医学部救急医学 教授
- 樋口 紘 医療法人日進堂 八角病院 副理事長兼名誉院長
- 廣田幸次郎 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院 救命救急センター長
- 松田 潔 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 救命救急センター センター長
- 宮城 良充 沖縄県立中部病院 院長
- 吉田 耕造 医療法人榮昌会 吉田病院 理事長

総務大臣表彰（団体）

- 徳島県立徳島北高等学校
- 長崎実地救急医療連絡会

消防庁長官表彰（個人）

- 上見 稔 松阪地区広域消防組合 松阪南消防署長
- 岡田 典夫 君津市消防本部 消防長
- 窪田 和弘 財団法人救急振興財団 研修部研修課参事兼研修課長兼教授
- 齋藤 昭彦 鶴岡市消防本部 藤島分署長
- 白井 武 大和市消防本部 指令課指令第一担当主幹
- 高橋 広 岩見沢地区消防事務組合 消防長
- 日野 俊昭 北九州市消防局 若松消防署警防課第二担当課長
- 粕山 眞逸 足利市消防本部 通信指令課 課長
- 山下巧太郎 嶺北消防組合消防本部 嶺北三国消防署長
- 浅井 康文 札幌医科大学医学部 救急・集中治療医学講座 教授



式辞を述べる川端総務大臣



代表謝辞を述べる兵庫県の吉田耕造氏

被災地に住宅用火災警報器を寄贈した企業に対する 消防庁長官感謝状の授与式の開催

予防課

去る平成23年9月7日（水）、東京都千代田区六番町の主婦会館プラザエフで行われた住宅用火災警報器設置対策会議において、東日本大震災の被災地である宮城県、岩手県及び福島県の仮設住宅に設置するための住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の寄贈を行った消防用機器メーカー4社に対し、消防庁長官感謝状の授与を行いました。

住警器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、実際に、我が国の住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少を続けているなど一定の効果が現れているところですが、寄贈された住警器についても、被災地における住宅防火対策の推進に寄与するものと考えられます。



写真1 授与式の様子



写真2 授与式後の記念撮影



写真3 久保長官による祝辞

～受賞会社～

- ・ホーチキ株式会社
（代表取締役会長 藤本二郎 様）
- ・日本フェンオール株式会社
（代表取締役社長 井口雅雄 様）
- ・能美防災株式会社
（代表取締役社長 橋爪 毅 様）
- ・株式会社LIXILニッタン
（代表取締役会長 北爪敬治 様）

※カッコ内は代表受領者

「平成23年度救助技術の高度化等検討会」の発足

参事官

1 経緯

我が国の救助技術は、災害の最前線で活動する救助隊員の不断の努力により積み重ねられ、培われてきた誇るべきものであります。しかしながら、我が国での活動実例が少ない耐火建物倒壊／座屈現場等における人命検索や救出・救助技術等の一部については、米国等が先駆的に実施しているものもあります。

こうしたことから、本検討会では、平成20年度から平成22年度までの3年間で、これらの技術等の一部について調査検討を行いました。

2 目的

東海、東南海、南海地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が懸念されており、このような地震が発生した場合、多数の木造家屋の倒壊だけではなく、多くの耐火建物の倒壊／座屈によって、がれきの下に多数の人が閉じ込められることが危惧されます。

このような状況下において、救助隊だけでなく、その他多数のポンプ隊等や医療、警察、建設業者等の関係機関が連携した効果的な救助活動を展開するため、「大規模耐火建物倒壊／座屈現場での救助活動（運用）」をテーマに「平成23年度救助技術の高度化等検討会」を開催します。

3 検討内容

- (1) 大規模耐火建物倒壊／座屈救助活動現場のモデルケース現場の作成
- (2) モデルケース現場での複数の救助隊が活動するための連携要領の検討
- (3) 指揮隊を中心とした、救助隊、ポンプ隊、救急隊等の具体的役割の検討
- (4) 高度な知識・技術・能力を持った救助隊の救助局面における具体的な任務、役割等の明確化
- (5) 災害現場での警察等関係機関との調整内容の整理
- (6) D M A T等医療関係者、建設業者、構造専門家等との連携要領の検討

4 検討期間

平成23年9月16日から平成24年3月31日まで

5 検討結果

本検討会の検討結果は、平成23年度中に「大規模耐火建物倒壊／座屈現場での救助活動指針」として取りまとめる予定です。

平成23年度救助技術の高度化等検討会委員名簿

(敬称略：五十音順)

(座長)

小濱 本一 全国モーターボート競争施行者協議会専務理事

(構成員)

天野 久徳 消防庁消防研究センター地域連携企画担当部長

加賀谷敦己 全国消防長会事業企画課長

草場 秀幸 在日米海軍統合消防局佐世保署崎辺(第12)分署崎辺小隊小隊長

後藤 利憲 名古屋市消防局消防部特別消防隊長

関 文夫 日本大学理工学部土木工学科教授

高嶋 敏 川崎市消防局警防部担当部長

月成 幸治 北九州市消防局警防部警防課長

中島 康 東京都立広尾病院救命救急センター・外科救急診療科医長

松井 晶範 東京消防庁警防部救助課長

吉村 晶子 京都大学大学院工学研究科安寧の都市ユニット特定研究員

(オブザーバー)

井上 元次 消防庁消防・救急課課長補佐

萱津 雅弘 消防庁国民保護・防災部防災課急急対策室課長補佐

谷本 裕幸 消防庁消防・救急課救急企画室課長補佐

(※名簿は9月16日現在)



緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊動態情報システムの更新について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊動態情報システムは、大規模災害発生時等に消防庁において、出動途上あるいは活動中の緊急消防援助隊の部隊位置やその状態を把握し、部隊の効果的な活動を支援することを目的として、平成13年度から配備を進め、現在、指揮支援部隊登録消防本部及び各都道府県の代表消防本部に対し、可搬型端末68台を、消防組織法第50条に基づく無償使用物品として配備しているところです。

2. 現行システムから次期システムへの移行について

現在配備している緊急消防援助隊動態情報システムは、平成12年度から検討委員会を立ち上げてその構築に係る検討を始めたもので、平成13年度から緊急消防援助隊派遣車両の位置及び動態を把握することにより緊急消防援助隊の効果的な運用を行うことを目的として、政令指定都市の協力のもと、プロトタイプの子載型端末機器による実証実験を開始しました。

その後、平成14年度には現在の可搬型子載端末の開発を行い、平成15年度より指揮支援部隊を構成する政令市消防局等に配備し、地域ブロック合同訓練・全国合同訓練等において実証実験を重ねた結果、システムの有効性

が確認されたことから、平成18年4月から各都道府県代表消防本部への配備運用となったものです。

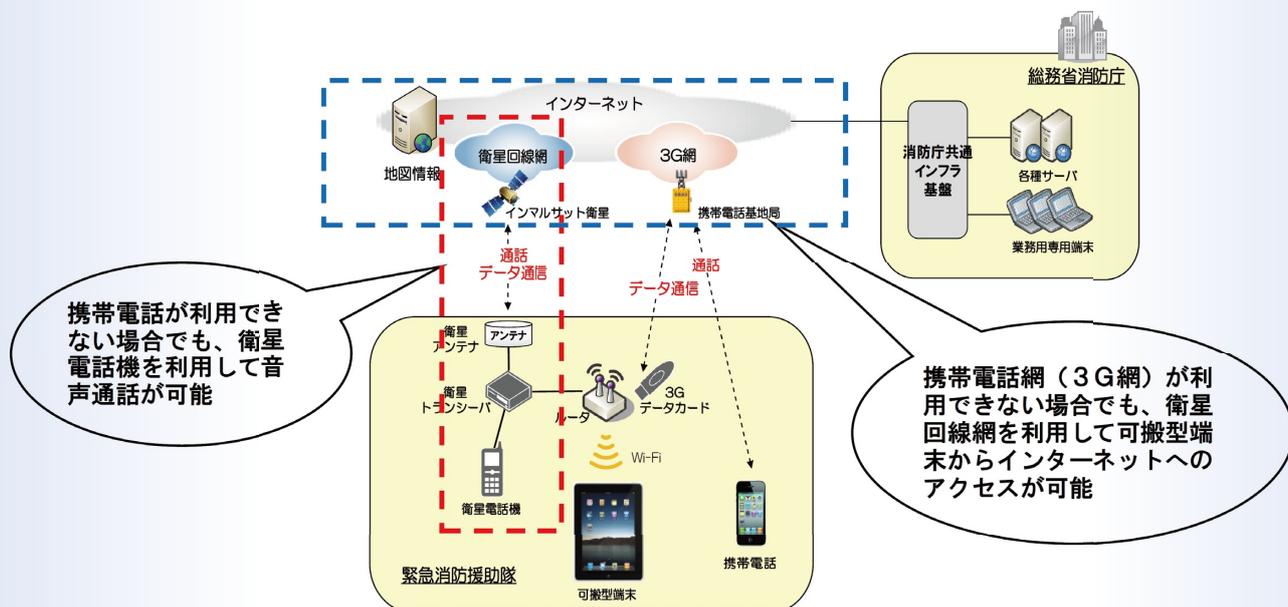
また、現行システムの通信能力及び各種機能の向上を図るため、平成22年度から新たな緊急消防援助隊動態情報システムの設計・開発を進めることとなりました。その後、本年3月11日に発生した東日本大震災における活動から抽出された現行システムの課題についても考慮しながら、次年度半ばからの運用開始を目指して開発を進めております。

3. 次期緊急消防援助隊動態情報システムの概要

次期システムは、可搬型端末としてタブレット型パソコンと、通信機能として第3世代携帯電話及び静止衛星との通信による衛星携帯電話機で構成されております。

可搬型端末での地図操作は、容易な操作で情報確認が可能となり、タブレット型端末の大画面を活かした分割画面構成とすることで、確認したいデータ通信の送受信履歴等の情報を見つけやすく、詳細についても速やかに確認できるなど、情報処理効率の向上を図る予定としております。

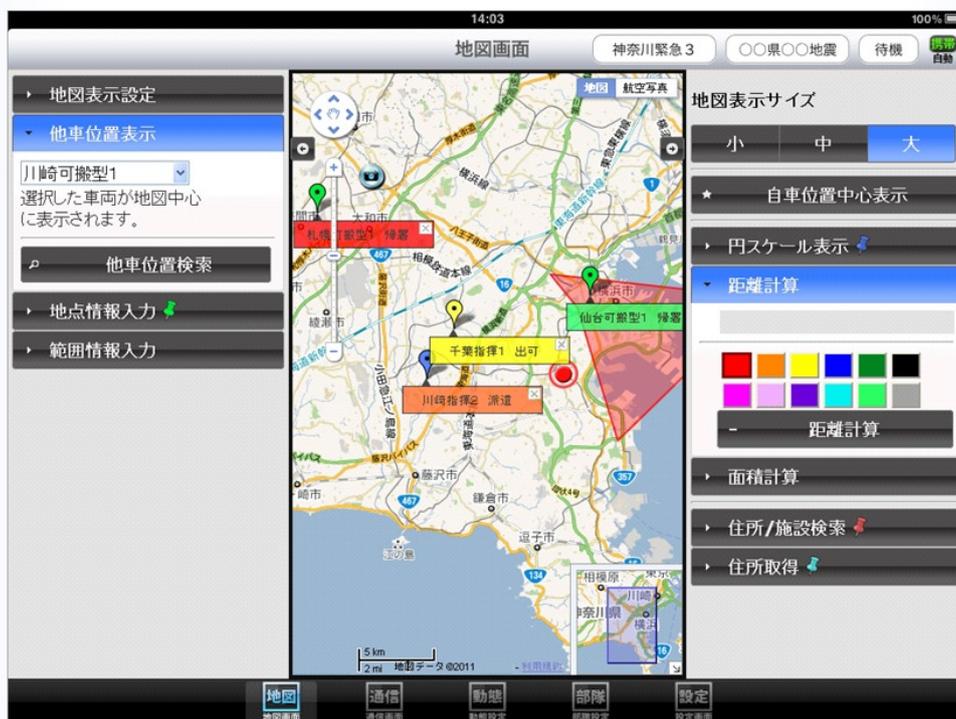
また、通信については、携帯電話網（3G網）が利用できない場合でも、自動又は手動で衛星回線網に切り替



次期動態情報システムの構成イメージ図



データ通信の画面構成イメージ図



地図表示の画面構成イメージ図

えることにより、可搬型端末からインターネットへのアクセスが可能となります。また、携帯電話が利用できない場合でも、衛星携帯電話機を利用することで、音声通話も可能となります。

4. おわりに

緊急消防援助隊の情報通信能力の向上を図るため、現

在、システム構築事業者と詳細な設計・開発を進めている段階です。新たな配備については次年度半ば頃を想定しておりますが、その配備後に操作方法の習熟のため、定期的な運用訓練を行っていきたくて考えておりますので、可搬型端末機器配備の消防機関については引き続き、ご理解とご協力をお願いします。



「安全で安心して暮らせるまち」の 実現を目指して

枚方寝屋川消防組合は、大阪府の東部に位置し、枚方市・寝屋川市を構成市として組織しています。

管轄面積は、約90km²（枚方市65km²、寝屋川市25km²）であり、東西約10.7km、南北約17.7kmです。このうち市街地面積は、約78km²であり、全体の約87%を占めています。

本消防組合の消防体制は、平成23年10月現在、1消防本部3消防署15消防出張所、662名の職員で組織し、枚方市消防団485名、寝屋川市消防団402名の消防団員とともに、市民生活の安全と安心の確保に努めています。

第3次将来構想計画

本消防組合では、厳しい財政状況の下、平成9年度から職員数の適正化や職員給与の見直しなど内部努力を最優先にした行財政改革を推進し、財源確保に努めながら、「5分消防」「5分救急」体制の整備を図ってきました。平成11年度には本消防組合の消防行政運営の指針となる「将来構想計画」を、平成16年度には「第2次将来構想計画」をそれぞれ策定し、平成19年度には、さらに厳しい財政状況の中で経営の視点に立った「消防経営戦略プラン」を策定し、出張所の廃止など消防体制の構造的な改革にも取り組んできました。

こうした状況の下、本消防組合では「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくため、この度、「第3次将来構想計画（計画期間：平成23年度～27年度の5か年）」を策定しましたので、



大規模地震対応訓練
関西医科大学附属枚方病院

大阪府 枚方寝屋川消防組合消防本部



大阪府
枚方寝屋川消防組合消防本部
消防長 岡本 治康

次の4つの基本目標における主な事業を紹介します。

1. 消防防災体制の再構築

本消防組合では、消防本部庁舎と緊急情報管理センターが離れた場所に位置しているため、指令機能を有する新消防本部庁舎を建設（平成26年度竣工予定）し、併せて消防救急無線のデジタル化整備と消防情報システムの更新を実施します。

2. 救急体制の充実整備

5分救急体制の確立に向け、救急専用ステーションを開設するとともに、全署所へ救急車を計画的に配備します。関西医科大学附属枚方病院「救命救急施設」での救急隊員病院研修を充実し、研修と併せて試行実施している「ドクターカーシステム」の本格運用を検討します。



イメージキャラクター
「消太・消子」

3. 火災予防・保安体制の整備

大阪府から構成両市へ権限移譲される保安3法事務と現在消防署で実施している危険物許認可事務を消防本部で一括して行っていくために、平成24年度に保安対策課を新設します。また、違反・是正指導や住宅用火災警報器の全戸設置の取り組みも推進します。

4. 効率的な消防行政運営の推進

今後10年間で半数近くの職員が退職していく中で、職員数定員適正化計画に従い新規職員の計画的な採用を進めながら、若手職員の人材育成に向け「新入人材育成計画」を策定します。また、再任用職員の専属部署（自主防災組織・消防団の訓練指導、救急講習指導等）を新設し、地域の防災力を高めます。

おわりに

本消防組合は、「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向け、本計画に基づき、職員が一丸となって創意工夫しながら、市民サービスの向上と地域の防災力の強化に努めてまいります。

「防災ワンデー 2011」に参加

釧路市消防本部

釧路市消防本部は9月25日、自主防災組織等が主催する「防災ワンデー 2011」に参加しました。このイベントは、地震多発地域である釧路市において平成5年の釧路沖地震の被害や恐怖を風化させず、大地震・大津波の怖さを知り備えるために、行政と市民・マスメディアが一体となり、防災意識を高め、安全で安心な街づくりを目指すことを目的としたもので、防災ラーメン、放水体験、和太鼓の演奏披露、救助隊の訓練実演など、市民に防災をPRする大変有意義な一日となりました。



イベントには市民約500人が参加。たくさんの催し物に興味津々。

小学校・高等学校合同防災訓練を実施

東京消防庁

東京消防庁西新井消防署は10月21日、小学校と高等学校の合同による防災訓練を実施しました。これは、東日本大震災を踏まえ、今年から実施することとなったもので、訓練では東京に震度6弱の地震が発生し、児童に多数の傷病者が発生、また小学校の校庭に液状化現象が発生したという想定で、隣接する高等学校の生徒が校舎内に取り残された児童の救助・避難誘導にあたりました。高等学校の生徒たちは児童に三角巾などで応急処置を施し、背負ったり手を引いたりしてやさしく誘導しました。



「いざという時に、協力して守ってあげたい」と真摯に訓練に取り組む高校生

消防通信 望楼 ぼうろう

「消防ウォークラリー」を開催

伊那消防組合消防本部

伊那消防組合伊那消防署・高遠消防署は9月10日、管内の小学生を対象とした「第1回消防ウォークラリー」を開催しました。これは、小学生のうちから防災についての認識を深め、防災に関心を持つことにより、家庭での防災対策を推進し、災害発生時に必要な防災行動がとれる、「災害に強い、安全な地域づくり」を目標に行ったもので、当日は約80人の生徒が参加しました。生徒たちは、バケツリレーや救助体験、通報訓練、炊き出しなどを体験し、防災に対する多くの知識を学びました。

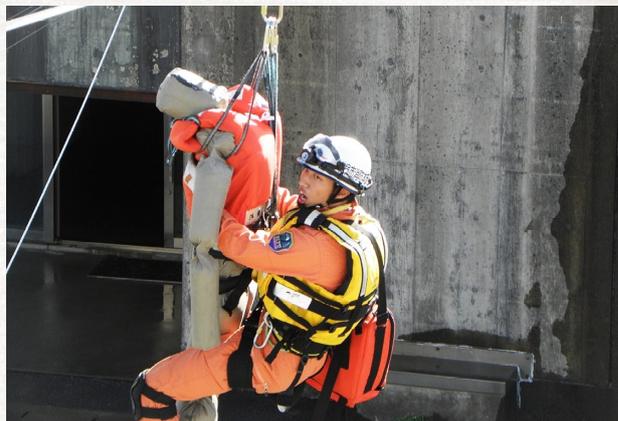


人形を使い救命蘇生法を学ぶ生徒たち

岐阜県警防技術発表会を開催

岐阜県消防長会

平成23年岐阜県警防技術発表会が10月3日、岐阜県消防学校訓練場で開催されました。この訓練は、災害対応能力の向上、大規模災害時における的確な連携活動の基礎を作ることを目的とし、岐阜県下22全ての消防本部が参加しました。訓練では、耐火構造3階建て建物の火災を想定した「火災防ぎょ想定」、河川上流における局地的集中豪雨により、河川下流の水位が急上昇したことに伴う「救助想定」を設定し、各隊が実災害同様の緊迫した状況下で安全、確実、迅速な活動を実施しました。



想定訓練で河川下流の中洲に取り残された1名を救助

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

警防科(第89期)

警防科第89期は、警防業務に関する高度な専門的知識及び技術の修得と教育指導者等としての資質の向上を目的として実施し、全国から60名の学生が、平成23年6月9日に入校し、7月27日に卒業しました。

座学では、消防法制、消防実務管理、教育指導者としての教育技法、火災現場指揮をはじめとする火災防ぎよ等の各種災害種別による活動対策を学ぶ消防戦術など、高度な知識を修得しました。

実科では、消防力の整備指針に示された3人体制での指揮隊運用を基本とした活動要領を修得するため、実科訓練及びシミュレーション訓練を段階的に実施しました。まず、基本訓練として、前回の警防科卒業生6名を支援教官として招聘し、指揮隊の具体的な活動要領を学びました。さらに、応用訓練として、部隊運用訓練、東京消防庁の実働部隊の支援による特殊災害対応訓練、幹部科第25期と合同の多数傷病者発生対応訓練、学生自らの企画による総合訓練を行い、現場統制管理の重要性や指揮隊員の活動要領などを修得しました。

また、講義演習においては、各学生が卒業後に消防学校や所属消防本部等において警防業務に関する講義、研修を行うことを前提に、警防業務に関するテーマに沿った講義資料の作成と発表を行うなど、教育指導者としてより実践的な演習を行いました。

このほか、加圧排煙機を利用した消防戦術（PPV



現場指揮訓練

〈Positive Pressure Ventilation〉：火災で発生する熱気・濃煙を排出することにより、消防隊員の活動環境の改善、要救助者の早期発見、水損の軽減を目的としたもの。の実習も行いました。

学生からは、「基本・応用訓練を通して現場指揮運用の必要性を強く感じ、活動要領の修得ができた。」「これからの警防業務に必要な能力の向上が図れた。」との声が多く寄せられました。

この研修を通して修得した知識、技術、情報及び全国的なネットワークを基に、所属消防本部の幹部としての更なる活躍を期待します。



総合訓練（学生企画訓練）



特殊災害対応訓練

火災調査科(第21期)

消防大学校では、平成23年6月9日から7月27日までの49日間にわたり火災調査科（第21期）の教育訓練を実施しました。本科は、火災原因調査現場における指揮・指導者の育成を行うため、座学、実科ともに実践的なカリキュラムとしています。

座学では、火災調査を取り巻く現状の講義のほか、対応能力を高めるため、PL法対策、訴訟対応の現状と課

題、今後の対応策について実例を基にした講義や現場における折衝力の向上を図るための講義を実施しました。

実科では、模擬家屋火災鑑識実習、車両火災鑑識実習、電気火災鑑識実習、化学火災鑑識実習、微小火源鑑識実習、放火・燃焼機器鑑識実習などを実施しました。

模擬家屋火災鑑識実習は、約20㎡の建物を4棟仕立て、その内装材や家財を実際の建物と同等に設定し、それぞ

消防大学校だより

れ異なる原因で火災を発生させて燃やし、実際の火災現場と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導の下、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習となりました。製造物を出火原因とした模擬家屋については、後日、同等品において再現実験を行い、現場調査からの鑑識と再現実験を基にした火災調査書を作成することで科学的出火原因判定に基づく火災予防指導技法を学びました。

また、車両火災鑑識実習（実車4台を使用して実施）では、学生が他の班員に火災原因を説明することで、製造物火災における説明責任の重要性について学びました。

演習では、学生一人ひとりが調査書を作成し、班で火災調査結果発表を行いました。学生は自分の調査書と他

の学生が作成した同じ現場の調査書を比較することで、自分の理解度や視点を確認することができました。調査書の内容及び発表ともに、当初の目標を十分達成することができ、学生からも大変有意義であったとの意見が寄せられました。

さらに、入校期間中2回の校外研修を実施し、各専門分野の技術者から構造、理論などの講義を受けました。

この研修期間において培った専門的な知識、技術、経験、そして人とのつながりは、48名の学生全員にとってかけがえのない財産です。今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、研修成果を大いに活かして科学的根拠に基づいた火災調査業務を遂行し、火災予防に寄与することが期待されます。



車両火災鑑識実習



模擬家屋火災消火



電気火災鑑識実習



模擬家屋火災鑑識実習

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
警防科第89期 6月9日～7月27日 60名	二本柳 拓朗 高橋 洋 松本 巧美 波多野 雅士 江部 崇 山形 秀和	下北地域広域行政事務組合消防本部 (青森県) 山形市消防本部 (山形県) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 (福島県) 市川市消防局 (千葉県) 新潟市消防局 (新潟県) 福井市消防局 (福井県)
火災調査科第21期 6月9日～7月27日 48名	犬飼 正樹 川原 亮太 高野 正人 内田 篤志 早川 淳	名古屋市消防局 (愛知県) 湖南広域消防局 (滋賀県) 京都市消防学校 (京都府) 堺市消防局 (大阪府) 宜野湾市消防本部 (沖縄県)

消防自動車や救急自動車の緊急通行 に対するご理解とご協力を

消防・救急課

「自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色灯を点灯した消防自動車や救急自動車などの緊急自動車が近づいて来た。」このような場面に遭遇した時、緊急自動車に進路をスムーズに譲ることができるでしょうか。

消防自動車や救急自動車などは、消火活動や傷病者の搬送等、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場へ到着する必要があります。そのため、道路交

通法のなかで、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入することなど、多くの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力も必要不可欠です。

自動車等を運転中に緊急自動車接近してきた場合は、進路を譲っていただき、一刻も早く災害現場に到着できるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

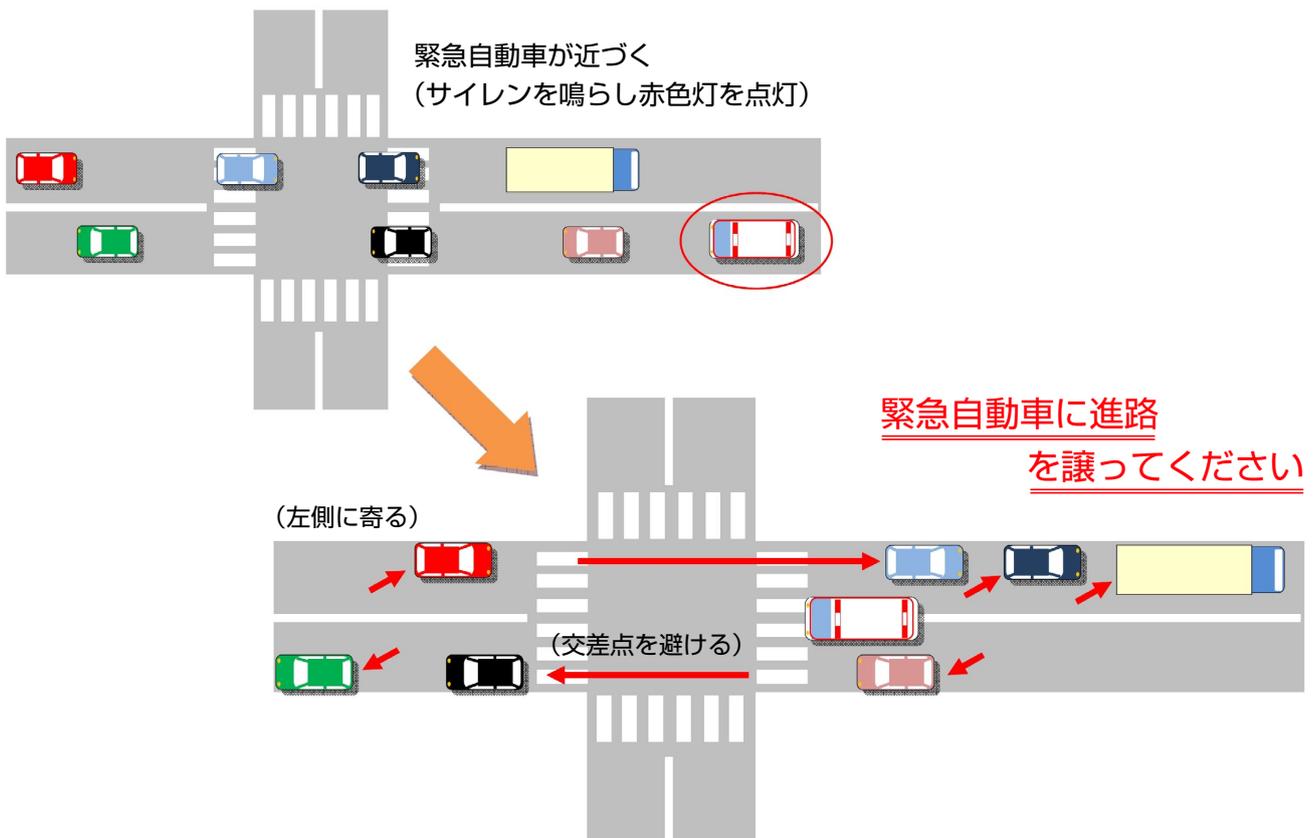


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



セルフスタンドにおける安全な給油について

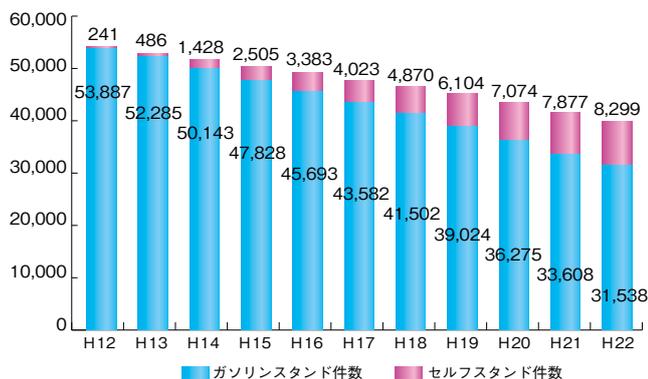
危険物保安室

セルフスタンド解禁の経緯

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。それまではドライバーが自ら給油を行うことは対応する安全対策がとられていないため認められていませんでしたが、セルフスタンドについて検討が行われた結果、一定の安全対策を講ずれば従来のガソリンスタンドと同等の安全性を確保することができることが確認され、セルフスタンドが解禁されました。

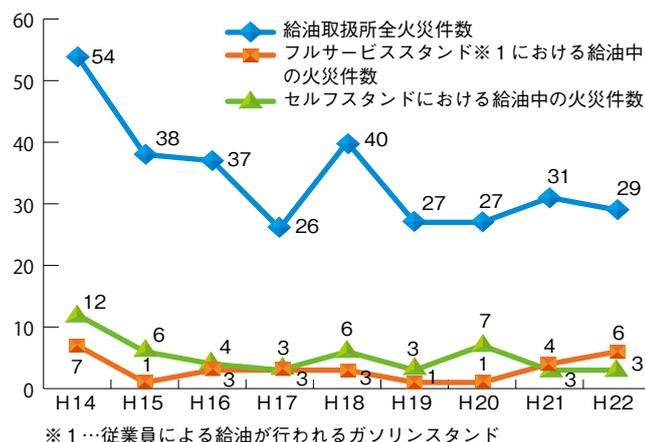
セルフスタンドの現状

近年、ガソリンスタンドの件数は全国的に減少傾向にあります。これとは対照にセルフスタンドは増加しており、平成22年3月末現在、8,200件を超えています。



セルフスタンドの安全対策の改正経緯

セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対



給油取扱所全火災件数における火災発生割合内訳 (%)

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
セルフ火災事故発生割合	22.2%	15.8%	10.8%	11.5%	15.0%	11.1%	25.9%	9.7%	10.3%
フル火災事故発生割合	13.0%	2.6%	8.1%	11.5%	7.5%	3.7%	3.7%	12.9%	20.7%

策に係る事項」を加えるよう、平成13年に各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生割合がフルサービスのガソリンスタンドに比べ高いことから、平成19年には危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策の強化が図られました。

給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。

- ・静電気除去シートなどにより静電気を十分除去すること。
- ・車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・自動車又は原動機付自転車以外の水上バイク等への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている使用方法、注意事項を必ずお読みください。またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

給油方法

※自動停止したら油追加給油しないで下さい。油があふれる恐れがあります。
※給油方法がわからない場合や異常、油の吹きこぼれ等異常がある時は直ちに給油を停止し、係員へ連絡して下さい。

給油が自動停止したら油追加給油しないで下さい。

給油する油種を確認して下さい。

自動車以外の水上バイク等への給油は行わないこと。

給油時の注意事項 (必ずお読み下さい)

火気厳禁

エンジン停止
バイク下車

車の燃料タンク以外への給油禁止

油種確認

その他

セルフスタンドにおける給油に関しては、下記のホームページをご参考に、安全に給油してください。

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

石油連盟：セルフ給油での油吹きこぼれに関する注意事項

http://www.paj.gr.jp/paj_info/topics/2006/12/19-000282.html

雪害に対する備え

防災課

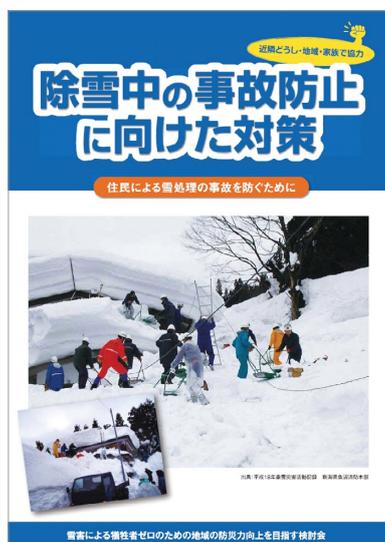
我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われていますが、近年、大雪となった年においては、雪害により多くの方が亡くなっています。特に、平成18年豪雪、昨年12月から今年3月の大雪では、一冬に100人を超える方が亡くなっています。

雪害による人的被害の主な要因としては以下のようなものが挙げられ、除雪作業中の事故によるものが多いという特徴があります。

- ・ 除雪作業中の屋根、はしごなど高所からの転落
- ・ 除雪作業中の水路等への転落
- ・ 除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・ 屋根からの落雪
- ・ 除雪作業という重労働による発症

毎年雪害による人的被害が数多く発生している状況を受けて、国では平成20年度に「雪害による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上を目指す検討会」を設置し、雪処理に係る事故防止の徹底のための対策について提言をまとめるとともに、啓発用パンフレット「除雪中の事故防止に向けた対策」を作成・公表しました (http://www.bousai.go.jp/fusuigai/setugai/03/09_siryu4_s01.pdf)。

このパンフレットでも詳しく触れられていますが、除



パンフレット
「除雪中の事故防止に向けた対策」
(平成21年3月発行)

雪作業中の事故を防ぐためには、「2人以上で除雪作業を行う」「はしごの固定、ヘルメットや命綱の装着など、安全対策をしっかりとって作業を行う」「除雪機の雪詰まり除去はエンジンを止めてから行うなど、除雪機の適切な利用」「経験、年齢、体力に対して過信せず、無理な作業を行わない」などのポイントを心がける必要があります。



地域の協力による除雪作業

(提供：新潟県魚沼市)

ます。

近年の傾向をみると、65歳以上の高齢者が犠牲となる割合が高く、全犠牲者のおよそ3分の2を占めています。こうした傾向は、豪雪地帯における高齢化の進展、除雪作業の担い手不足が要因の一つとなっていると考えられます。

こうした状況への対策として、隣近所、自治会、消防団、自主防災組織など、地域コミュニティの共助による除雪作業を実施できる仕組みや、地域内外のボランティア等の除雪作業の担い手が協力して作業できる仕組みの構築が有効です。国土交通省が作成している「共助による地域除雪の手引き～安全・効率的な雪処理方策マニュアル～」では、共助による地域除雪の手順やポイント等が、事例を交えて紹介されています (<http://www.mlit.go.jp/common/000112138.pdf>)。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。国でも降雪期を前に、「大雪に対する防災力の向上方策委員会」(事務局：内閣府、国土交通省。オブザーバー：消防庁等)を設置し、昨年度の豪雪の分析と、その対策について検討を行い、豪雪地帯の雪害対策についてまとめることとしています。雪による事故への備えを怠らず、雪害に強い安心安全なまちづくりを進めていきましょう。

地震発生時の出火防止

防災課

地震が発生したときに起こる火災が地震そのものによる被害を何倍にも大きくすることは過去の事例からも明らかです。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での出火原因としては、電気ストーブや配線などの電気関係、ガスストーブやガスコンロなどのガス機器関係、また石油ストーブなどが主なものとして挙げられています。



初期消火

突然、大きな揺れに襲われたときは、まず自分の身の安全を守ることが大切です。あわてて行動すると、転倒した家具、飛び散ったガラスや陶器の破片で怪我をする恐れがあります。丈夫な机の下に身をかくしたり、家具から離れるなどして、揺れが収まったらすぐに火の始末をしましょう。揺れているときに無理をして火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどをする危険があります。

万が一、周りのものに火が付いてしまっても、初期のうちには消火器などで十分に消すことができます。速やかに消火するとともに、大声で隣近所に助けを求めることも大切です。

電気火災を防ぐ

地震では停電することがありますが、復旧したときに

転倒した電気器具が作動して出火する通電火災に注意する必要があります。避難などで家を空けるときも、電気のブレーカーを切り、電気器具はコンセントから抜いておきましょう。

また、ブレーカーを戻す際は、転倒したままの電気器具がないか、ガス漏れがないかなど安全を確認しましょう。

ガス漏れを防ぐ

最近、地震による大きな揺れを感知して自動的にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置が進んでいますが、念のため元栓を閉めてガス漏れを防ぎましょう。また、プロパンガスを使っているところでは、ボンベをチェーンで固定するなど転倒防止を行い、普段からの対策に努めましょう。



石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いているので危険性は少なくなりましたが、過信は禁物です。必ず火が消えたことを確認しましょう。また、石油ストーブの周りに燃えやすい物を置くことは火災につながります。普段から使用上の注意を守りましょう。

第15回消防防災研究講演会 — 消防の視点からみた東北地方太平洋沖地震 —

消防研究センター

【主催】 消防庁消防大学校消防研究センター
【日時】 平成24年1月27日（金）10:00～16:00（予定）
【会場】 消防研究センター 本館 3F 大会議室
 （東京都調布市深大寺東町4-35-3）
【参加費】 無料
【定員】 200名程度
【参加申込期間】 平成23年12月9日（金）
 ～平成24年1月6日（金）
 ※申込期間内に電子メールまたはFAXにて受け付けます。
 定員になり次第、締め切らせていただきます。ご参加の可否に

つきましては、お申し込み後1週間以内に返信いたします。
 ＊後日、プログラムの内容・参加申込方法・申込先などの詳細を
 消防研究センターのホームページに掲載いたします。
消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp/>

問い合わせ
 消防研究センター 研究企画室
 E-mail: toiawase2011@fri.go.jp（問い合わせ専用）
 電話: 0422 (44) 8331（代表）

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第159号 消防災第303号	平成23年9月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部防災課長	台風等による風水害発生時における消防職団員の安全管理の再徹底について
消防予第350号	平成23年9月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
消防危第198号	平成23年9月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布について
消防危第201号	平成23年9月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防予第362号	平成23年9月22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成23年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第364号	平成23年9月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成23年秋季全国火災予防運動の実施について
消防災第309号	平成23年9月22日	各都道府県知事・議長 各指定都市市長・議長	消防庁次長	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について
消防予第366号	平成23年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について
消防予第367号	平成23年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」における福祉部局等との連携に関する調査について（依頼）
消防予第371号	平成23年9月30日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	住宅用火災警報器の設置対策について
消防予第372号	平成23年9月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器設置対策に係る各種施策の運用について

消防庁人事

平成23年9月30日付

氏 名	新	旧
渡 邊 保 司	退職（東京消防庁成城消防署へ）	消防・救急課救急企画室救急企画係長
佐 藤 宏 紀	退職（東京消防庁人事部へ）	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長

平成23年10月1日付

氏 名	新	旧
弘 中 誠	総務課広報係長	総務課
草 野 正 孝	消防・救急課救急企画室救急企画係長	東京消防庁新宿消防署
大 住 武	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長	東京消防庁蒲田消防署
清 田 義 知	総務課課長補佐	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
矢 竹 千 洋	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐